

2011年2月8日

全国建設労働組合総連合
(公共調達適正化研究会)

建設産業の現状に対する各団体との認識に大きな違いはないと考えている。仕事不足は過当競争に拍車をかけ、結果として低単価受注が横行し、そのしづ寄せは労働者の賃金の引き下げに加え、企業活動の停止(廃業・倒産)に繋がっている。

今日求められていることは建設産業の衰退、魅力の減退に歯止めをかけることである。必要な対策は、①公契約法など賃金の下支えの制度をつくること、②退職金制度の充実、③設計労務単価の抜本的な改善、にあると考えている。(参考資料・公契約条例資料集・建退共・単価推移グラフ)

建設労働者の置かれている状態は、

- ・若年者の入職減少で高齢化のスピードが速くなり技能の伝承が困難
- ・急激な公共投資の削減が建設産業に対する将来展望の喪失に繋がっている
- ・日雇いのため生活が不安定
- ・工事原価を割り込む受注競争の蔓延で現場労働者の待遇改善ができない
- ・労働者の外注化(偽装請負)

■設計労務単価などについて

- ①設計労務単価は現行の労務費調査に基づく設計労務単価算出方式に加え、適正な生活費(標準生計費調査など)及び技能程度(履修期間に応じて1.1~1.5)を加味して算定する
- ②元請は算定・公表された設計労務単価の支払に「努力」する
- ③賃金の下限額を法律・条例で定める(公契約法・条例)
- ④建設業退職金共済手帳の所持確認に加え、証紙の貼付を徹底する

■競争を規整する条件を明らかにする

- ①予定価格の事前公表及び入札における上限拘束を廃止する
- ②労務費と法定福利費は別枠支給とする
- ③入札は総価方式であっても、双方(発注官庁・受注業者)が直接工事費(労務費と資材費は区別して)、現場管理費、共通仮設費、一般管理費などの内訳を明示し、それごとに予定価格の一定割合(例えば8割)以下は失格とする

以上

